

大田原市告示第30号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

大田原市長 相 馬 憲 一